

山梨県公報

第七七百号

平成十八年

九月二十一日

木曜日

目次

地方拠点都市地域として指定する市町村の区域(二件)……………六八九
 結核予防法に基づく医療機関の指定……………六八九
 保安林の指定の予定……………六八九
 土地改良区の定款の一部変更の認可……………六九〇
 道路の区域変更(二件)……………六九〇
 道路の供用開始……………六九〇
 都市計画事業の事業計画の変更認可……………六九〇

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六九一
 落札者等の決定について……………六九一
 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………六九一
 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………六九二
 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十二件)……………六九二
 開発行為に関する工事の完了について……………六九五

人事委員会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………六九五

告示

山梨県告示第四百八十号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第五条第一項の規定により、甲府圏域地方拠点都市地域として指定する市町村の区域を次のとおりとする。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市及び昭和町

山梨県告示第四百八十一号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第五条第一項の規定により、富士北麓地方拠点都市地域として指定する市町村の区域を次のとおりとする。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町

山梨県告示第四百八十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
株式会社中沢薬局東油川店	笛吹市石和町東油川三百七の四

山梨県告示第四百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

山梨市牧丘町大字北原字幕久保四一三一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十八年九月十二日明野茅ヶ岳土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年十月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町大字下黒沢字大日向一七七七番の九地先から北杜市高根町大字上黒沢字中久保二二九九番の一地先まで	八・〇 四八・〇	六・四 一一・八		二八〇・〇

山梨県告示第四百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年十月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山中湖忍野富士吉田線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡忍野村大字忍草字七嶋一八二番の一地先から南都留郡忍野村大字忍草字笹三原一九一九番の五地先まで	八・九 一五・八	二二・七 三三・〇		一九四・三

山梨県告示第四百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年十月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井河原八田線	笛吹市大字石和町広瀬字前田二二二番の二地先から笛吹市大字石和町広瀬字前田二二二番の二地先まで	二九・一	平成十八年九月二十一日

山梨県告示第四百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
富士河口湖町

- 二 都市計画事業の種類及び名称
富士北麓都市計画下水道事業富士河口湖町公共下水道

- 三 事業施行期間
昭和五十二年七月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分

昭和五十二年山梨県告示第三百一號、昭和六十二年山梨県告示第四百二十一號、平成二年山梨県告示第四百二十八號、平成八年山梨県告示第二百二十七號、平成十三年山梨県告示第二百十四號及び平成十七年山梨県告示第九十二號の事業地に、富士河口湖町大字小立字下大堀、字上大堀、字皮籠石、字津花塚、字七本桜、字李原及び字白木の各一部を加える。

- 2 使用の部分
変更なし

公 告

● 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十八年九月七日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 C R I S I S M A N A G E M E N T O F J A P

A N 日本危機管理

- 2 代表者の氏名 新田勇介

- 3 主たる事務所の所在地 甲府市宝一丁目十九番六号

- 4 定款に記載された目的

治安の悪化やトラブルの複雑化が進む現代において、この法人は広く一般市民を対象として、自己の身体・生命・財産・権利等を守ることが可能となるような情報・知識の収集・研究・普及活動、また高齢者や青少年などの社会的弱者の権利擁護・サポート活動を通し、一般市民が安心して暮らし、かつ、個々人ばかりでなく社会全体の利益増進が可能となるような街作り・地域社会の実現及びネットワーク作りを寄与することを目的とする。

- 三 縦覧期間 平成十八年九月八日から同年十一月七日まで

- 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
消防防災ヘリコプター「あかふじ」NO1エンジンオーバーホール 一式

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総務部消防防災課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十八年七月十四日

- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
朝日航洋株式会社 東京都豊島区南池袋二丁目四十九番四号

- 五 随意契約に係る契約金額
四千九百二十三万四千五百円

- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定した。

平成十八年九月二十一日
山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	指定年月日
北杜ひまわり薬局	北杜市明野町上手二四四番地	平成十八年六月一日
有限会社内田薬局	上野原市上野原二〇〇五番地二	平成十八年六月一日
内科小児科矢崎医院	甲府市上阿原町六〇二番地三	平成十八年六月一日
フリヤ薬局	笛吹市石和町市部一〇七八番地一	平成十八年五月一日
株式会社ドラッグストアパワーズ都留店	都留市四日市場字小倉一三〇番地	平成十八年六月一日
山梨県中央児童相談所子どもメンタルクリニック	甲府市北新一丁目二番二二号 山梨県福祉プラザ内	平成十八年七月一日
ももの木薬局	笛吹市石和町四日市場四五番地二	平成十八年七月一日
中央調剤薬局	大月市大月町花咲二二六四番地三	平成十八年七月一日
山梨厚生訪問看護ステーション	山梨市落合八九番地三	平成十八年七月一日
健康堂調剤薬局塩部店	甲府市塩部四丁目一六番三号	平成十八年七月一日
医療法人秋山脳外科	韮崎市大草町若尾一三三〇番地	平成十八年八月一日
有限会社島岡商会若尾薬局	韮崎市大草町若尾一三二四番地一	平成十八年八月一日
あおぞら薬局宝・寿町店	甲府市宝二丁目二五番一〇号	平成十八年八月一日
山梨県都留児童相	都留市田原三丁目五番二四号	平成十八年八月一日

談所子どもメンタルクリニック

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社ナカヤ 代表取締役 中矢恵三
 - 2 住所 甲州市塩山上於曾二十三番地
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 ドラッグナカヤ 井戸店
 - 2 所在地 笛吹市石和町井戸七十二番一
- 三 届出年月日
平成十八年九月七日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年八月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社依田工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市成島二千三百四番地の一
 - 3 代表者の氏名 依田光弘
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第六八号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年八月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社平和電気
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市古府中町四千七百九十五番地
 - 3 代表者の氏名 小宮山和哉
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第一〇二号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年八月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年八月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中央道路株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上阿原町九百六十六番地
 - 3 代表者の氏名 樋川袈裟美
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第一〇九号
- 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年八月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年八月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 佐藤工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町西保下二千二百二十九番地
 - 3 代表者の氏名 佐藤貢一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第一四六号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年八月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 身延工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町梅平七百三十八番地
 - 3 代表者の氏名 保坂光昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第一一八五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年九月二十一日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年八月十四日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 洪沢鉄工
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市下谷三丁目三番五号
 - 3 相続人の氏名 洪澤栄一
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第三三三三三号
 - 四 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十八年九月二十一日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年八月十四日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社早川工業
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町金田千百六十五番地
 - 3 代表者の氏名 早川正秀
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第三五五六号
 - 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年八月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年八月二十八日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 甲信建機株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市穴山町五千六十四番地
 - 3 代表者の氏名 巖津一雄
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第五九三七号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年八月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十八年九月二十一日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年八月二十八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 北益工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市西田町五番四十号
 - 3 代表者の氏名 田中甲一
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第六一二五号
 - 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年八月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十八年九月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年八月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 藤森石材土木
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市大泉町西井出八千五百十五番地五

- 3 代表者の氏名 藤森賢次
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八二七五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年九月二十一日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年八月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社HIRO建築工房
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田二丁目三十九番十五号
- 3 代表者の氏名 廣瀬善博
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八七三三三号
- 四 処分の内容 大土工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年九月二十一日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年八月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 天野組土木
- 2 主たる営業所の所在地 大月市笹子町黒野田二百六十四番地一

- 3 代表者の氏名 天野金吾
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八八五五号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年九月二十一日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
- 南都留郡富士河口湖町勝山字下躰躰二六五七、二六五八、二六五九、二六六〇、二六六一及び二六六二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 富士吉田市下吉田千百二十三番地二 ニチプリ電子工業株式会社 代表取締役社長 中川善司

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十九号
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年九月二十一日

山梨県人事委員会
委員長 浅井和夫

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十あけぼの医療福祉センターの項を次のように改める。

あけぼの医療福祉センター	(1) 重症心身障害児の保育に直接従事することを本務とする保育士（交替制により勤務する者に限る。）	五
	(2) 重症心身障害児の看護に直接従事することを本務とする看護師及び准看護師（交替制により勤務する者に限る）	四

<p>(3) 重度肢体不自由児及び肢体不自由児の保育に直接従事することを本務とする保育士(1)に掲げる者以外の者で交替制により勤務する者に限る。)</p>	<p>(4) 重症心身障害児の保育に直接従事することを本務とする保育士(1)及び(3)に掲げるものを除く。)</p>	<p>(5) 重度肢体不自由児及び肢体不自由児の看護及び生活支援に直接従事することを本務とする看護師及び准看護師(2)に掲げる者以外の者で交替制により勤務するものに限る。)</p> <p>(6) 肢体不自由児の保育及び生活支援に直接従事することを本務とする保育士(1)、(3)及び(4)に掲げる者を除く。)</p> <p>(7) 理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師及び言語訓練に従事する職員</p>	<p>(8) 重症心身障害児の看護に直接従事することを本務とする看護師及び准看護師(2)及び(5)に掲げる者を除く。)</p> <p>(9) 医師(15)に掲げる者を除く。)</p> <p>(10) 常時放射線の照射(撮影を含む。)を行う放射線技師及びこれを補助する職員</p> <p>(11) 生活支援及び職業指導に直接従事することを本務とする職員</p> <p>(12) 歯科衛生士及び心理判定員</p> <p>(13) 検査科に勤務し、結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員</p>	<p>(14) 肢体不自由児の看護及び生活支援に直接従事することを本務とする看護師及び准看護師(2)、(5)及び(8)に掲げる者を除く。)</p>	<p>(15) 所長</p>	<p>(16) 福祉指導幹</p> <p>(17) (1)から(16)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの</p>
<p>三・五</p>	<p>三</p>	<p>二・五</p>	<p>二</p>	<p>一・五</p>	<p>一(医療職給料表)三級の者にあつては二)</p>	<p>人事委員会が必要と認める調整数</p>

附 則
(施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。